

## 佐賀県サービス付き高齢者向け住宅定期報告・立入検査実施要領

### (目的)

**第1条** この要領は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第24条の規定に基づき、佐賀県内のサービス付き高齢者向け住宅に対する定期報告及び立入検査を行うにあたり必要な事項を定める。

### (定期報告の実施方法)

**第2条** 佐賀県知事は、サービス付き高齢者向け住宅の登録事業者(以下「登録事業者」という。)に対し、前年の12月末時点の状況について「サービス付き高齢者向け住宅 定期報告の提出について(依頼)」(様式1)にて依頼を行い、登録事業者は、「サービス付き高齢者向け住宅 定期報告書」(様式2)により、毎年3月15日までに佐賀県知事あて報告するものとする。

### (定期報告の結果通知及び改善報告)

**第3条** 佐賀県知事は定期報告の結果、是正すべき内容があった場合には、「サービス付き高齢者向け住宅 定期報告結果通知書」(様式3)により登録事業者あて通知し、速やかに改善状況報告(計画)を求める。

2 登録事業者は、指摘事項について速やかに改善(計画)し、「サービス付き高齢者向け住宅 改善状況報告(計画)書」(様式4)により佐賀県知事あて報告する。

### (立入検査の実施方法)

**第4条** 立入検査は、サービス付き高齢者向け住宅の適正な管理を行うために必要と認められる場合に随時実施する。

2 立入検査の実施にあたっては、登録事業者に対して事前に承諾を得て、「サービス付き高齢者向け住宅 立入検査実施通知書」(様式5)により通知を行う。

3 検査員は佐賀県知事より指示を受け、検査を実施する。

### (立入検査の留意事項)

**第5条** 検査員は、立入検査を実施するに際して、次の事項に留意しなければならない。

一 登録住宅への立入検査は、登録住宅及び登録住宅職員の正常な業務を妨げないよう努める。

- 二 登録住宅関係者に対し、あらかじめ立入検査の趣旨を説明し、登録住宅の理解と協力が得られるよう努める。
- 2 登録事業者又は登録事業者から登録住宅の管理若しくは高齢者生活支援サービスの提供を委託された者は、立入検査時に次の事項に協力しなければならない。
  - 一 登録住宅及び併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設の業務状況の説明
  - 二 帳簿、管理状況書類の開示
  - 三 その他検査員が求める事項

**(立入検査の結果通知及び改善報告)**

- 第6条** 佐賀県知事は立入検査を実施したときには、速やかに「サービス付き高齢者向け住宅 立入検査結果通知書」(様式6)により登録事業者あて通知する。
- 2 前条で指摘した事項のうち、是正すべき内容があった場合には、佐賀県知事は登録事業者に速やかに改善状況報告(計画)を求める。
  - 3 登録事業者は、指摘事項について速やかに改善(計画)し、「サービス付き高齢者向け住宅 改善状況報告(計画)書」(様式4)にて佐賀県知事あて報告するものとする。

附則 この要領は、平成 27 年 2 月 2 日から施行する。